

○内閣府、厚生労働省、財務省、
文部科学省、国土交通省、環境省、
経済産業省、令第四号

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第七号）の施行に伴い、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣 石破 茂

総務大臣 村上誠一郎

財務大臣 加藤 勝信

文部科学大臣 阿部 俊子

厚生労働大臣 福岡 資麿

農林水産大臣 江藤 拓

経済産業大臣 武藤 容治

国土交通大臣 中野 洋昌

環境大臣 浅尾慶一郎

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則の一部を
改正する命令

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則（令和二年
経文内

閣府、総務省、財務省、
産科省、厚生労働省、農林水産省、
産業省、国土交通省、環境省、
令第三号）の一部を次のように改正する。

様式第一の2中「法第28条」を「地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第38項」に改め、
様式第一の4中「法第28条」を「地方税法附則第15条第38項」に改める。

附 則

この命令は、令和七年四月一日から施行する。